

2016年2月13日

仙台パワーステーション株式会社

代表取締役 山本隆行様

環境対策・CSR ご担当者様

仙台港の石炭火力発電所建設問題を考える会

代表世話人 長谷川 公一

明日香 壽川

前略

御社からの2016年11月8日付文書および2017年1月18日付文書を拝読いたしました。それらに対して、別紙の各項目の質問をさせていただければと思います。具体的な回答を2月末日までにいただければ幸いです。

なお、さる2016年12月18日に、仙台港における石炭火力発電所建設に関するシンポジウムを開催いたしました。その後、環境大臣、宮城県知事、仙台市長がそれぞれ御社の対応が不十分である旨の発言をしています。また、私達は宮城県議会に公聴会の開催を求める請願書を提出し、1月の宮城県議会環境生活農林水産委員会において全会一致で「趣旨採択」がなされました。

御社から、2017年1月18日付文書で住民説明会を開催するという連絡がありました。私達は、この住民説明会を「公聴会」として位置づけています。形式的な説明会にとどまらず、公聴会としての開催に向けて前向きにご対応下さい。

また、これまでの御社の建設工事の進め方に大きな問題があるのは誰の目にも明らかです。説明会開催を表明なさっただけでは、社会的責任を果たしていないという御社への批判が弱まることはないでしょう。

つきましては、私たちからの当初からのお願いであり、環境省も求めている自主的な環境アセスメントの実施およびその期間の試験運転停止などの真摯な対応を強く求めます。

敬具

(別紙)

1. 「質問 1 の回答」「質問 19 の回答」「質問 20 の回答」「質問 21 および質問 22 の回答」に対して

これらは、これまでの御社と私達とのやり取りおよび御社の環境コミュニケーションのあり方に関する質問に対するものです。それに対して、2016年1月16日付けの文書での御社のお答えは「準備工事が始まった2015年6月から10ヶ月も過ぎた2016年3月時点での自社HPで発表は十分な環境コミュニケーションであると当社は認識している」「企業の社会的責任や社会的マナーの観点から問題ない」という趣旨のものでした。そして、2017年1月18日付けの文書では「更なる環境コミュニケーションを促す」ために、住民説明会を開催することを表明されました。

まず素朴な質問ですが、2016年3月の御社のHPでの仙台PS建設の発表を知った地域住民の人数はどれだけと考えますでしょうか？具体的な人数についてご回答をいただければと思います。

また、山本公一環境大臣は2016年12月20日の会見で仙台PSに関する記者からの質問に下記のように発言されています<sup>1</sup>。

「報道を読ませていただきまして、びっくりしているのが率直な感想でございます。家1軒、住宅を新築するときにも、隣近所にはまずごあいさつに行ってお家を建ててまいります。こういう石炭火力発電所を造ろうとするのに、住民に説明会も開いていないということにまず驚きました。非常に残念でございますし、事業主体を聞いてみますと、名のある企業さんであるようでございます。今回の仙台における事案は、私自身、非常に残念に思っておりますし、事業者の方々に猛省を促したいと思っております」

さらに、仙台市長は2016年12月27日の定例記者会見で、仙台PSに関する質問に対して「(環境コミュニケーションは)住民の方々のご理解や納得がなされていない状況では、必ずしも十分とは言えないと思います」、宮城県知事は2016年12月20日の記者会見で同じく仙台PSに関する質問に対して「(説明会を開催しないのは)法律論では問題ないが道徳的な問題と思う」とそれぞれ発言しています<sup>2</sup>。

このような環境大臣、仙台市長、宮城県知事の発言をどうお考えになりますか？これに対してもご回答をよろしくお願いいたします。

そして、御社の親会社である関西電力エネルギーソリューション株式会社の社長メッセージは次のようにあります<sup>3</sup>。

---

<sup>1</sup> 山本大臣記者会見録(平成28年12月20日：<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h28/1220.html>)

<sup>2</sup> 仙台市長の発言は仙台市HP上の質疑応答の概要(平成28年12月27日：<http://www.city.sendai.jp/sesakukoho/gaiyo/shichoshitsu/kaiken/2016/12/161227outou.html>)、宮城県知事の発言は朝日新聞(2016年12月20日)より。

<sup>3</sup> <http://www.kenes.jp/company/outline.html>

「弊社は、お客さまからのご信頼は何ものにも代えがたい財産であることを念頭に、お客さまや社会にとって必要不可欠なベストパートナーとして信頼され、安心して弊社のサービスをご採用いただけるよう努めることが使命であると考えております。」

御社の対応に関して環境大臣、仙台市長、宮城県知事、そして地域住民から強い抗議の声が上がっている現状を鑑みて、御社は社長メッセージにある「使命」を十分に果たしていると思われますか？

また、2017年1月18日付けの文書では、「宮城県および仙台市からも"公害防止協定に則り、地域住民に対する積極的な環境コミュニケーションをこれまで以上に図ることが必要"である旨のご指導を賜りました」ために、説明会を開催するとあります。御社は、なぜ、そのような「指導」を受けたと考えますか？

さらに、環境省の『小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント実務集（案）』の参考事例3（p.24）では、環境コミュニケーションの一環として、発電事業者の方から積極的に発電所建設に関する住民説明会を10回も開催している事例が紹介されています。そのような会社と御社との違いはどこにあるのでしょうか？これもお考えをいただければ幸いです。

## 2. 「質問4の回答」に対して

質問4にて、私たちは発電された電力の販売先を問いました。それに対して、「売電先は親会社（関西電力と伊藤忠商事）に聞いてください」というのが御社のご回答でした。御社仙台PSは実質的には関西電力と伊藤忠商事の合弁事業であり、仙台PSの本社は伊藤忠の小会社である伊藤忠エネクス株式会社と同一住所です。そのような状況で、このような、いわゆる「たらい回し」のような返答に対しては、非常に人を馬鹿にしたものを私達は感じます。一般常識的には非常に失礼です。そのような対応が御社のコミュニケーションの一つなのでしょうか？ご回答をよろしく申し上げます。

## 3. 「質問5の回答」に対して

質問5は、仙台港を選定した経緯に関するもので、「御社に対する県から建設の要望や誘致、推薦、打診などの有無」について質問いたしました。しかし残念ながら、御社は私達の質問に具体的にお答えいただけていません。また、「計画段階からご報告を行い、開発事業を進めてまいりました」というお答えですが、いつ誰に最初の報告をしたのでしょうか？具体的な日時などに関するご回答をお願いいたします。

## 4. 「質問6の回答」に対して

質問6は、御社が考える「仙台PSが富県に役立つ」ことの根拠についてでした。残念ながら、頂いたご回答は極めて定性的かつ曖昧なものです。具体的かつ定量的なデータに基づいたお答えをください。

## 5. 質問 7、8、9 の回答に対して

質問 7、8、9 では、具体的な環境汚染対策について質問しました。ご回答は「他の発電所と同程度の性能を有している」というお答えでした。残念ですが、これも答えになっていませんし、事実にも反しています。

まず、脱硫率、脱硝率、除塵率、放出される塵埃の粒子径分布、石炭の入手先と性状（成分表）、フィルターの性状、脱硫装置や集塵装置のメーカー・機種名などについて具体的な数値や情報をご回答ください。他社の数値との違いの理由についても具体的にお答えをいただければ幸いです。

また、使用している石炭ですが安価で低質な褐炭だと推測されます。これも、「最善の技術を使う」という公害協定の規定に反していると思われるます。ご回答をお願いします。

さらに、「排出基準に従っているので生活環境への影響はない」というお答えですが、これは非常に大きな問題を抱えていると考えます。例えば、気管支炎患者や子供は、一般の人々や大人よりも大気汚染物質に対して敏感です。また気象条件、地形、季節、時間帯などによって汚染物質の分布は大きく変化すると思われるます。このようなリスクをどうお考えになりますでしょうか？もし、リスクがあると考えるのであれば、その大きさはどのようなものでしょうか？具体的かつ定量的にお答えいただければと思います。

御社が3月あるいは4月から計画している試験運転に関してもお伺いします。具体的にどのようなプログラムで実施なさるのでしょうか？これに関しても、稼働時間、発電量、燃料消費量、大気汚染物質排出量などについてご回答をよろしくお願い申し上げます。

## 6. 質問 10 の回答に対して

質問 10 は、年間の水銀排出総量に関する質問でした。残念ながら、この質問に対しても具体的なお答えをいただけていません。具体的な排出量をご回答ください。また、「影響はない」というご回答は、これもリスクがないと考えていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか？また、もしリスクがあると考えるのであれば、その大きさはどのようなものでしょうか？具体的にお答えいただければと思います。

## 7. 質問 11 の回答に対して

質問 11 では、操業前の各種汚染物質などのモニタリングの必要性に関して質問いたしました。ご回答は「操業前のモニタリングは必要ない」「操業後のモニタリング結果の一般への公表の仕方に関する検討中」でした。論理的には、何らかの要因の大きさを正確に把握しようとする場合、その要因がある場合とない場合の両方の状況を定量的に理解する必要があります。しかし、御社のご回答はこのような論理を無視したものです。そのような非論理的なご回答をなさる理由をご教示いただければと思います。また、操業後のモニタリング結果の公表を検討しているのであれば、その具体的な検討結果をお知らせください。

#### 8. 質問 12 の回答に対して

環境アセスメントの必要性に関して問うた質問 12 でも、私達の質問にお答えいただいてはいません。PM<sub>2.5</sub>は非常に大きな問題を国内外で起こしている大気汚染物質です。このPM<sub>2.5</sub>排出状況に関する具体的かつ定量的な情報についてお答えください。

#### 9. 質問 13 の回答に対する更なる質問

健康調査の必要性に関する質問 13 へのお答えは「不要」でした。これは、「リスクはないと認識しているので健康調査は不要」という意味でしょうか？ そうではなくてリスクはあるのとお考えであれば、具体的かつ定量的なお答えをいただければと思います。

#### 10. 質問 14 の回答に対して

干潟への影響に関する質問 13 に関しても、お考えは「リスクがないと認識している」ということでしょうか？ そうではなくてリスクはあるのとお考えであれば、具体的かつ定量的なお答えをいただければと思います。

#### 11. 質問 15 の回答に対して

発電所が地域住民へもたらす影響の事前調査の有無に関して問うた質問 15 へのお答えは「影響はないものと考えるので事前調査は不要」というものでした。ご回答は、なぜ影響がないと考えられるのかの説明がないためトートロジーとなっています（「安全だから安全」と言っているのと同じです）。これは、やはり「リスクがないと認識しているので影響はない」とお考えになっていることでしょうか？ そうではなくてリスクはあるのとお考えであれば、具体的かつ定量的なお答えをいただければと思います。

#### 12. 質問 16 の回答に対して

私たちは、具体的なリスクの大きさについて問いました。それに対する「旧来と比較して熱効率向上しております」というような御社のご回答は、被害を受ける可能性がある私達にとっては全く意味を持ちません（逆に、このような回答に対しては憤りを感じます）。私達が欲しいのは具体的かつ定量的な被害やリスクの大きさに関する情報です。真摯なご回答をよろしくお願い申し上げます。

#### 13. 質問 17 の回答に対して

質問 17 は、いわゆる環境アセス逃れかどうかに関する質問でした。現在、御社のも含めて 11.2 万 kW の発電所の計画が日本で 19 件もあります。環境アセス対象が 11.25 万 kW 以上であることを鑑みれば、日本全体で環境アセス逃れの発電所建設が乱立していることは明白です（環境アセスの対象をわずかに下回る発電所の建設計画がこれほど多数存在するのは世界では日本のみです）。このような状況で、御社の仙台市での発電所がアセス逃れではない明確なお答えをお願いいたします。また、仙台市では、現在、仙台市環境影響評価条例で 3 万 kW 以上の発電所がアセスの対象になっています。もし、アセス逃れでないのであれば、

仙台市の現在の条例が求めるように、アセスメントを実施するのが社会的な義務と考えますが、どのようにお考えになりますでしょうか？

#### 14. 質問 18 の回答に対して

自治体への事前説明を問うた質問 18 に対しては、「関係自治体への届け出や近隣企業への事前の説明を適切な時期に行っております」とのお答えでした。ぜひ、関係自治体に対して具体的にどのような届け出を、いつ行ったのか。事前説明をおこなった近隣企業の具体的な名称と日時をお知らせください。

#### 15. 質問 19 の回答に対して

住民排除の理由を問うた質問 18 に対しても、論理的なご回答を頂いていません。「関係自治体への届け出や近隣企業への事前の説明を適切な時期に行っております」とのお答えですが、これは地域住民排除の理由にはなりません（「A をするべきなのに B をしたから A をしなくてもいい」というのは A と B との間に明らかな代替性がないかぎり論理的には誤りです。言うまでもなく、この場合の A は地域住民への事前説明、B は関係自治体や企業への事前説明です）。したがって、もう一度、問いたいと思います。住民排除の理由は何なのでしょう。また、ぜひ前項と同様に、「適切な時期」に関する具体的な情報をお知らせください。

#### 16. 質問 20 の回答に対して

環境コミュニケーションを規定した公害協定に反することを問うた質問 20 に対しては、「協定に反していない」というお答えでした。しかし、前項と同じように、公害協定に反する可能性を示唆した前出の環境大臣、仙台市長、宮城県知事のご発言をどうお考えになりますか？ ご回答をお願いします。

以上